

第1章 計画策定の目的

第1節 計画策定に至る経緯とその目的

史跡郡里廃寺跡（以下、「本史跡」という）は、美馬市美馬町字銀杏木・字願勝寺に所在し、『法起寺式』の伽藍配置をとる、7世紀中期創建の古代寺院跡である。昭和42・43年（1967・1968）に旧美馬町および徳島県が発掘調査を実施し、その調査成果に基づいて昭和51年（1976）に史跡指定された。

その後約20年間は大きな動きがなかったが、住民団体が本史跡の指定地を買収する計画を立てたことに伴い、旧美馬町は、本史跡・史跡段の塚穴・寺町を一体的に整備する歴史公園整備計画を立ち上げ、旧美馬町の主要施策の一つとして事業を進めてきた。

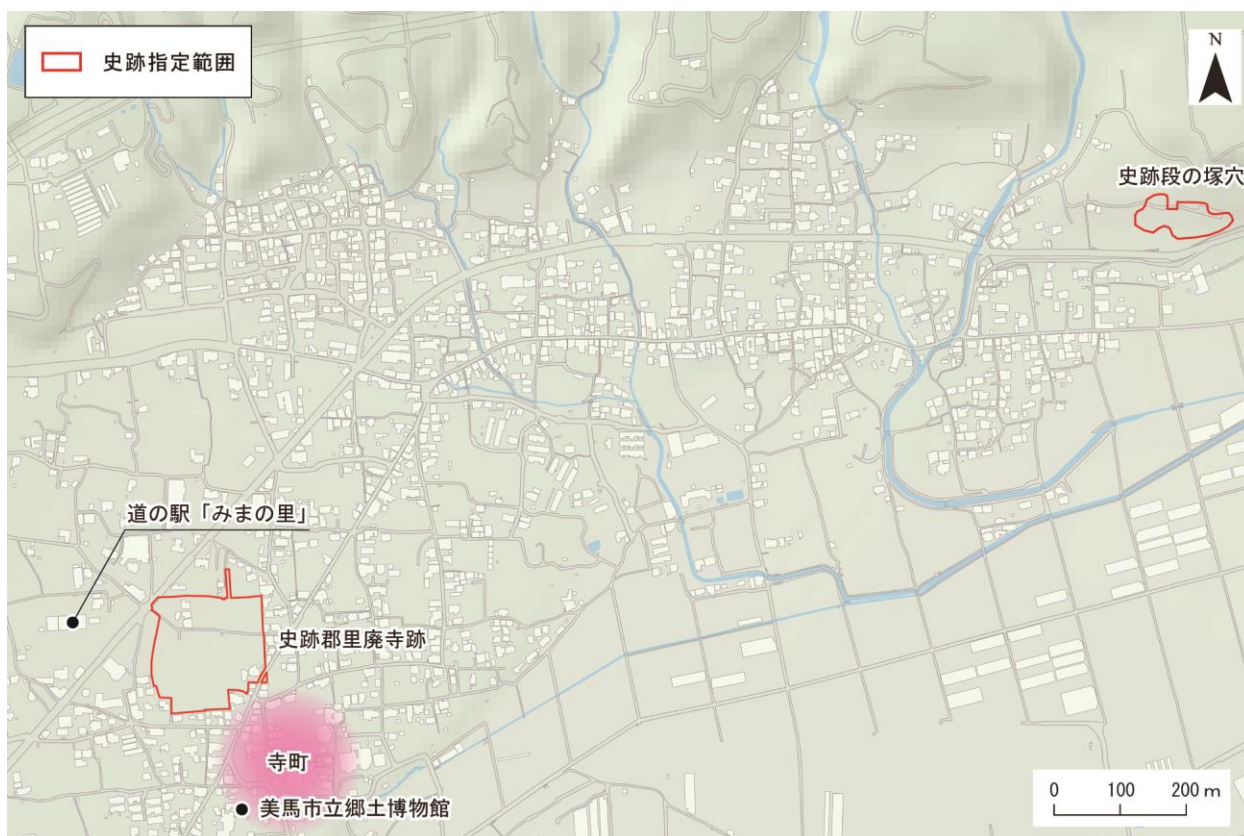
平成17年（2005）に隣接する2町1村と合併し美馬市となった後も、本史跡の歴史公園整備事業を継続し、発掘調査や整備に向けた話し合いを進めている。そして平成30年（2018）にこれまでの発掘調査成果をまとめた「郡里廃寺跡発掘調査報告書」を刊行し、令和3年（2021）3月に「史跡郡里廃寺跡保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という）を策定した。

以上の経緯を踏まえ、本史跡の整備事業の実現に向けて、保存活用計画の基本方針に基づき「史跡郡里廃寺跡整備基本計画」（以下、「本計画」という）を策定することとした。

第2節 計画の対象範囲と計画期間

（1）計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本史跡の史跡指定範囲および本史跡の出土遺物を保管等している「美馬市立郷土博物館」、「史跡段の塚穴」とする。このほか、本史跡との一体的な活用を図るため、寺院が立ち並ぶ「寺町」および道の駅「みまの里」も計画の対象として扱うこととする。



第1図 計画対象範囲

(2) 計画期間

本計画は、令和4年（2022）4月1日から運用し、「保存活用計画」で中期計画の最終年度としている令和13年（2031）3月31日までの9年間を対象期間とする。

なお、本史跡の整備期間は令和9年度（2027）までとし、この期間をⅠ期整備、令和10年度（2028）以降をⅡ期整備として位置付ける。本計画においては、Ⅰ期整備までを計画の対象とし、Ⅱ期整備については、Ⅰ期整備終了段階の状況を見ながら計画の見直しをする。

第3節 整備検討委員会の設置と審議経過

(1) 整備検討委員会の設置

美馬市教育委員会は、平成16年（2004）に学識経験者および地域の代表者等から構成される「国指定史跡郡里廃寺跡整備検討委員会」（以下、「整備検討委員会」という）を設置した。本史跡の整備に向けて、遺構範囲の確認を中心とした発掘調査や、史跡の保存管理・活用・整備の在り方等について、これまでに全21回の会議を行っている。

第1表 国指定史跡郡里廃寺跡整備検討委員会委員名簿（令和3年度）

区分	氏名	所属	専門分野
会長	木原 克司	国立大学法人鳴門教育大学 名誉教授	考古地理学
副会長	田邊 征夫	公益財団法人元興寺文化財研究所 理事 所長	考古学
委員	前園 実知雄	奈良県立橿原考古学研究所 特別指導研究員	考古学
	渡辺 公次郎	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	都市計画
	菅原 康夫	鳴門教育大学 嘱託講師	考古学
地元 民間	松永 住美	美馬市文化財保護審議会 会長	
	津田 孔紹	願勝寺 住職	
	西前 清美	NPO法人 郡里交流会 代表	
	米倉 義徳	道の駅「みまの里」 駅長	
	新居 直樹	NPO法人 まちづくりネットワーク美環 広報部長	
行政	多田 昌功	徳島県文化資源活用課 課長	

指導	市原 富士夫	文化庁 文化資源活用課 文化財調査官	
	近藤 玲	徳島県文化資源活用課 係長	
	岡田 圭司	徳島県文化資源活用課 係長	

国指定史跡郡里廃寺跡整備検討委員会会則

(設置)

第1条 国指定史跡郡里廃寺跡（以下「郡里廃寺」という）についての史跡整備事業のために「国指定史跡郡里廃寺跡整備検討委員会」（以下「整備検討委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 整備検討委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 郡里廃寺についての保存整備計画に関すること。
- (2) 郡里廃寺及びその関連事項の調査研究に関すること。
- (3) 郡里廃寺の管理計画に関すること。

(委員)

第3条 整備検討委員会は、15人以下の委員をもって構成し、委員は市長が委嘱する。なお、必要に応じて指導者を置くことができるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その職を代表する委員については、その在任期間とする。

(役員)

第5条 整備検討委員会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 整備検討委員会は、会長が招集する。

- 2 整備検討委員会は、必要に応じて専門的知識を有する者に会議の出席又は文書で意見を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 整備検討委員会の会議等の開催に伴う委員の旅費については美馬市において負担するものとする。

- 2 旅費の支払いについては、美馬市職員旅費支給条例を準用するものとする。

(事務局)

第8条 この整備検討委員会の事務局は、美馬市教育委員会地域学習推進課に置く。

(その他)

第9条 この会則で定めるもののほか、整備検討委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、平成16年11月15日から施行する。

平成17年 8月 2日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

(2) 整備基本計画の審議経過

本計画の策定にあたり整備検討委員会を開催し、本計画の内容について審議した。

第2表 令和3年の整備検討委員会協議概要

委員会	開催年月日	概要
第22回整備検討委員会	令和3年7月1日	<ul style="list-style-type: none">・整備基本計画について・整備基本計画の目次案について・整備基本計画の第1章～第5章について
第23回整備検討委員会	令和3年9月30日	<ul style="list-style-type: none">・整備基本計画第1章～第6章について
第24回整備検討委員会	令和3年12月23日	<ul style="list-style-type: none">・整備基本計画全体について・整備基本計画の承認について

第4節 上位・関連計画との関係

本史跡に関わる上位・関連計画と、本史跡との関係を以下に示す。

第3表 上位・関連計画の一覧

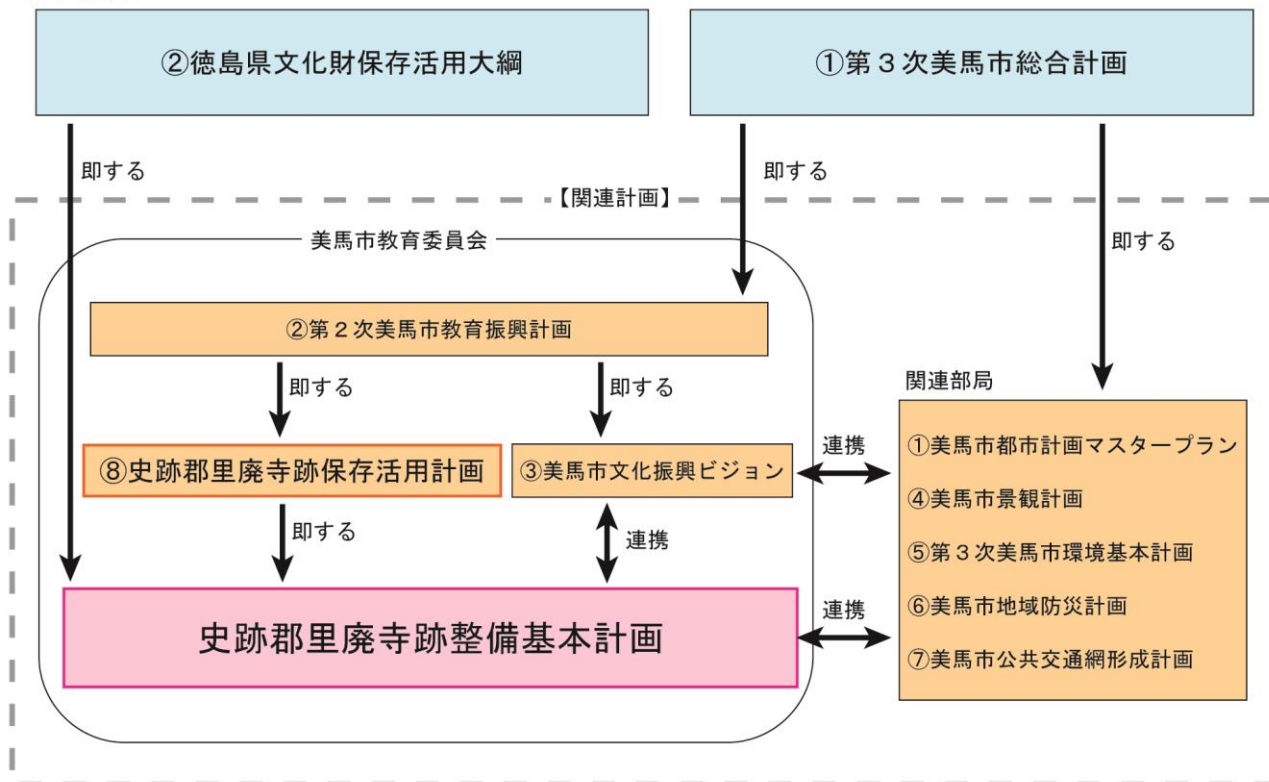
上位計画

名称	刊行年月	編集・刊行	計画期間
①第3次美馬市総合計画	令和2年3月	美馬市企画総務部	令和2年度～令和11年度
②徳島県文化財保存活用大綱	令和3年3月	徳島県未来創生文化部 文化資源活用課	—

関連計画

名称	刊行年月	編集・刊行	計画期間
①美馬市都市計画マスタープラン	平成29年11月	美馬市経済建設部	平成29年度～令和9年度
②第2次美馬市教育振興計画	平成29年3月	美馬市教育委員会	平成29年度～令和3年度
③美馬市文化振興ビジョン	平成29年3月	美馬市教育委員会	平成29年度～令和3年度
④美馬市景観計画	平成26年7月	美馬市経済建設部	—
⑤第3次美馬市環境基本計画	令和2年3月	美馬市市民環境部	令和2年度～令和6年度
⑥美馬市地域防災計画	平成26年3月	美馬市	—
⑦美馬市公共交通網形成計画	令和2年3月	美馬市	令和2年度～令和6年度
⑧史跡郡里廃寺跡保存活用計画	令和3年3月	美馬市教育委員会	令和3年度～令和13年度

【上位計画】



第2図 整備基本計画の位置付け

(1) 上位計画

①第3次美馬市総合計画

「第3次美馬市総合計画」は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための美馬市の最上位計画であり、将来における本市のあるべき姿と市民とともに進むべき方向についての基本的な指針となるものである。

本市の将来像を「美しく駆ける 活躍都市 美馬～住み続けたいまちをめざして～」とし、将来像の実現に向けて5つの基本方針を定め、それぞれに具体的な施策を示している。

本史跡に関連する内容は以下の通りである。

基本方針2 元氣な美馬！ 賑わいがあり「ひと」と「しごと」が好循環するまちづくり

施策コード2-6 観光振興の推進

■事業内容1 観光資源の整備と魅力向上

- ・自然や歴史的景観、文化遺産など豊かな観光資源をいかし、「ほんもの」を実感できる観光商品を作成し、新たな観光客の誘致と地域の賑わいの再生に取り組みます。
- ・本市が有する豊かな自然や歴史的景観、文化遺産を将来にわたって魅力ある観光資源に活用できるよう、市民や関係団体の協力のもと、保存・保全を進めます。

■事業内容2 観光客誘致の推進

- ・（一社）美馬観光ビューローを中心に観光商品の魅力を高める取組を進めるとともに、効果的な情報発信・PR活動を行い、官民一体となった誘客活動を推進します。
- ・観光資源の魅力アップや情報発信につながる、市民や企業によるイベント活動等を支援し、次世代への礎となる人づくり、地域づくりを進めます。

■事業内容3 広域観光の推進

- ・近隣自治体や「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」と連携を取りながら、広域観光ルートの開発や広域二次交通の整備・確保、多言語対応を進め、外国人観光客の誘致活動を進めます。

基本方針3 未来の暮らしを守る！ 安全・安心、快適な環境で便利に生活できるまちづくり

施策コード3-7 公園や緑地整備の推進

■事業内容1 公園や緑地の整備と管理

- ・公園や緑地の維持管理体制や方針を確立します。
- ・災害時には、避難場所などの防災拠点として利用できるよう、公園や緑地の機能強化に向けて取り組みます。

基本方針4 好きです美馬！ 市民が地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

施策コード4-2 文化財保護と活用の推進

■事業内容1 文化財保護の推進

- ・文化遺産を次世代に継承するため、新たに文化財を指定、登録、選定し保護に取り組みます。また、指定文化財には、管理や修理、記録の公開について支援を行います。
- ・計画的に重要伝統的建造物群保存地区の保存修理や修景を進め、文化財と歴史的景観の保護に取り組みます。また、町並み保存会と連携し、保存地区の保護に関する啓発に取り組みます。
- ・埋蔵文化財の分布状況の把握、範囲・制度の周知をはじめ、保存が危惧される遺跡についての積極的な調査を行い、埋蔵文化財の保護に取り組みます。
- ・様々な文化遺産の継承のため、各種財団等の助成制度などの情報提供を行います。

■事業内容2 文化財活用の推進

- ・出前授業をはじめ文化遺産を活用したイベントを開催し、市民が文化遺産に親しむ機会を提供するとともに、市ホームページなどで本市の文化遺産を紹介し、広く周知します。
- ・重要伝統的建造物群保存地区の保存修理・修景を推進し、観光資源として活用します。

②徳島県文化財保存活用大綱

「徳島県文化財保存活用大綱」は、徳島県内の文化財の適切な保存・活用を図るための県の方針を定めたものである。地域への周知を進めるほか、今後の市町村における文化財保存・活用に向けて、県内市町村の取組の共通基盤となるものとして策定された。

文化財を通じた地方創生の実現に向けて、徳島県の豊かな自然、歴史、文化の特徴を活かしながら、多くの人の手で文化財が保存継承、活用される姿を目指すとし、以下の5つの柱を設定している。

基本方針

1. 県民総ぐるみで保存・継承！
2. 文化財の未来を担う人材を育成・確保！
3. 文化財を守る安心安全体制の構築！
4. 新たな魅力を発掘・発信！
5. 文化財を活かしたまちづくりで地域活性化！

(2) 関連計画

①美馬市都市計画マスタープラン

「美馬市都市計画マスタープラン」は、本市の都市計画行政をはじめとしたまちづくりの指針となる計画である。この計画は、まちづくりの指針となる全市的視点の「全体構想」と地域別視点の「地域別構想」で構成され、魅力的で活気あふれる都市づくりを進めるとしている。

地域別構想では、地域の状況に応じたきめ細やかなまちづくりを進めていくため、本市を4つの地域に区分し、地域ごとにまちづくりの目標と方針を定めている。この4地域のうち、本史跡は西部地域に位置している。

本史跡に関連する内容は以下の通りである。

西部地域

目標 豊かな農地と歴史・文化を活かした、住んでよし来てよしのまちづくり

方針 地域の魅力向上

- ・郡里廃寺跡と道の駅「みまの里」の連携
- ・地域に分散する観光資源の連携強化、アクセス性の向上

②第2次美馬市教育振興計画

「第2次美馬市教育振興計画」は、教育・生涯学習の方向性を示し、学校・家庭・地域・教育委員会等が連携し、目標の共有とその達成に向けた取組みを推進していくための計画である。

この計画は基本構想と基本計画で構成され、基本構想にて基本理念と基本方針を設定し、基本計画では施策を実施する各部門の基本的な計画の方針について総合的、体系的に示している。

本史跡に関連する内容は以下の通りである。

基本計画6 文化振興

(1) 地域文化の継承と振興

①地域文化の継承

- ・地域の歴史や文化について、広く市民に周知し後継者の育成支援を図るため、文化財や関連施設を活用した学習の場の提供に努めていきます。

②地域文化の振興

- ・本市域の歴史や培われてきた文化について広く市民に周知し、幅広い世代の学習意欲と市民の文化意識の高揚、美馬文化の振興を努めていきます。

(2) 文化財の保護と活用

①文化財の保護

- ・既指定文化財については、将来まで文化財が保存されていくよう、保護管理・活用に努めていきます。

②史跡保存整備の推進

- ・史跡を重要な歴史資料として保存するとともに、歴史学習の場等として活用するなど、文化財の保護・継承の一層の推進に努めていきます。
- ・段の塚穴、郡里廃寺跡の両史跡とも指定地の公有化や史跡整備に必要なデータ収集のための発掘調査の実施、遺跡見学会や講演会、出土品の展示会の開催等による普及啓発活動等を継続して実施していきます。
- ・郡里廃寺跡については、史跡公有化や発掘調査による遺跡内容解明がほぼ達成したことから、今後はこれらの活動成果を基に史跡整備を年次的に進めていきます。

③遺跡の発掘調査の推進

- ・特に消滅が危惧される埋蔵文化財包蔵地内での開発行為については、地権者の理解を得ながら可能な限り、事前の試掘調査を実施することにより、急な工事計画変更や無駄な遺跡破壊等が起こらないよう開発行為と文化財保護の調和に努めていきます。

④文化財の活用

- ・市のホームページで文化財の情報発信や、市内の各小学校を対象に文化財出前授業を行い、広く市民に文化財の周知を図るとともに、文化財に対する学習の場の提供に努めていきます。
- ・学習、観光面に効果を発揮する文化財見学環境を整備します。これらの活動を継続・発展させていくことで、文化財を通じた市民の文化意識の高揚に努めていきます。

③美馬市文化振興ビジョン

「美馬市文化振興ビジョン」は、美馬市の歴史・文化を継承しながら地域の特性を活かし、文化振興や多様な交流の展開へと繋げていくための方針を示したものである。

市民が地域の歴史文化に触れることができ、学習機会や文化活動への積極的な参加や意識の向上へと繋がるよう、ビジョンの実現に向けた6つのキーワード（1.文化にふれる、2.文化をつくる、3.文化がみえる、4.文化をささげる、5.文化をまもる、6.文化がはばたく）を設定している。このうち本史跡に関連する内容は以下の通りである。

5. 文化を守る

- ①本市の歴史、民俗、文化などを市民に広め、保護、継承、活用の意識を高めます。
- ②各種文化財の積極的活用を図ります。史跡は歴史学習の場としての整備を進めます。

④美馬市景観計画

「美馬市景観計画」は、美馬市の自然・歴史・文化に関する景観を後世へ確実に継承するとともに、新たな景観を創出していくことができるよう、良好な景観まちづくりに向けた市域全体および地域別の取組方針を示したものである。また、景観まちづくりを重点的に進めていく地区を「重点地区」、重点地区への位置づけを検討していく地区を「重点候補地区」に設定しており、本史跡は「寺町重点候補地区」となっている。

本史跡に関連する内容は以下の通りである。

景観まちづくりの方針

美馬地域の景観まちづくり

- ・段の塚穴、郡里廃寺跡、青木家住宅、鎌村家住宅、地域の神社仏閣の周辺は、歴史的な景観の保全をめざします。

寺町重点候補地区の景観まちづくり

- ・願勝寺・安楽寺・西教寺・林照寺などが建ち並ぶ寺町は、寺院建築をはじめとする歴史的要素を継承し、寺町の佇まいの保全と活用をめざします。

⑤第3次美馬市環境基本計画

「第3次美馬市環境基本計画」は、美馬市の生活・自然・歴史・文化等の各環境について、保全のあり方やより良い環境の創出を進めていくための計画である。令和40年度(2058)を視野に入れた環境像に基づいた3つの「基本方針」と9つの「個別目標」および、計画期間(令和6年度)までに取り組むべき「重点実施事業」と「取り組み施策」を設定し、本市の様々な環境問題の解決にあたるとしている。

本史跡に関連する内容は以下の通りである。

基本方針2 自然を守り、活かす

個別目標3 環境と調和した産業を育もう

(1) 地域資源を生かした産業の活性化

②地域環境資源を活用した産業の推進

- ・地域観光資源を活用した取り組みを検討します。
- ・山・川・まち並み・歴史文化資源・地場産業等の多様な地域資源を結び付け、市全体としてのPRを進めます。

(2) 歴史文化を保全・活用した地域づくりの推進

- ・文化財の周知や、地域学習教材としての活用をします。
- ・市民にとってのレクリエーションや、観光資源としての歴史文化資源の活用をします。

⑥美馬市地域防災計画

「美馬市地域防災計画」は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、風水害や震災から市民の生命・身体・財産を保護するための諸施策を定めた計画である。風水害等対策編と震災対策編から構成され、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興計画等について項目別に記載されている。このうち、文化財防災については、風水害と震災ともに共通して以下の内容が定められている。

文化財応急対策計画

文化財は地域の歴史的な変遷や文化の進展等を理解する貴重な遺産である。このため、災害後は文化財のき損等状況の把握に努め、関係機関への連絡を行うとともに、適切な措置を講ずるものとする。

(1) 被災の報告

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告するものとする。

(2) 被災時の措置

市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の状況を確認し、被害の拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、関係機関に連絡し応急措置を講じるよう指示するものとする。所有者又は管理者はこの指示に基づき必要な措置を講ずるものとする。

⑦美馬市公共交通網形成計画

「美馬市公共交通網形成計画」は、持続可能な公共交通の在り方を明らかにするとともに、社会情勢や市の状況を踏まえた実現可能な取組の方針や住民・行政・交通事業者の役割を示したものである。本市の地域公共交通の現状と課題を整理し、持続可能な公共交通網の形成に向けた基本的な考え方、基本方針および、各基本方針に基づく取組みの目標と事業を設定している。

このうち本史跡の活用に関連する内容は以下の通りである。

事業 4 穴吹駅を中心とした交通結節機能の充実

- ・本市の将来像「グリーン・コンパクトシティ」の実現に向けて、中心拠点の脇町地区や地域生活拠点を結ぶ幹線系統を明確化したバス路線網の再構築を図る。

事業 5 幹線系統の導入によるまちづくり連携

事業 7 小さな拠点を活用した自家用有償旅客運送の創出支援

- ・「幹線系統の導入」により、「小さな拠点づくり」を進める地域等において、市民とともに美馬ふれあいバスをはじめとする地域内交通の確保に関する検討を進める。

事業 15 新たな車両の導入

- ・交流人口の拡大や新たな収益の確保に向け、関係者が連携し、観光バスによる生産性向上・中心拠点のにぎわい創出支援への取組を進める必要があるため、観光客を含めた誰もが利用しやすい公共交通環境の実現に向けて、滝の宮・剣山線の活用や新たな車両導入について検討を行っていく。

⑧史跡郡里廃寺跡保存活用計画

「史跡郡里廃寺跡保存活用計画」は、本史跡の本質的価値を適切に保存・継承し、かつ効果的に活用するための基本方針を示した計画である。本史跡の保存活用事業の実現に向けて、平成 16 年(2004)に策定した「郡里廃寺跡整備構想案」の見直しを行った。本史跡の望ましい将来像を「古代美馬郡の中心地「郡里廃寺跡」の保存と再興を目指して」とし、史跡の保存管理方法および、活用・整備や運営体制構築の方向性を示した。

大綱 古代美馬郡の中心地「郡里廃寺跡」の保存と再興を目指して

- ・古代美馬郡の政治・文化の中心地であった「郡里廃寺跡」を拠点として、地域の個性的で魅力的な歴史・文化を体感することができる場として整備し、末永く後世に伝える。
- ・史跡「段の塚穴」をはじめとする周辺の文化遺産と連携して、地域の歴史的・地理的・独自性を学ぶことができる場であるとともに、市民をはじめ多くの人に情報発信するための場とする。
- ・児童や生徒を含めた地域住民をはじめ、多くの人々にとって、豊かな自然の中で古代美馬郡が育んだ歴史・文化を感じる憩いの場とする。
- ・古代美馬郡の政治・文化の中心地であった「郡里廃寺跡」を核として、史跡「段の塚穴」や寺町地区の文化財や道の駅「みまの里」とネットワークを構築し、地域活性化を図る。

基本方針

(1) 保存管理の基本方針

地域の歴史的重要性を物語る本史跡を確実に保存するため、土地の公有化や追加指定を進め、関連する周辺地域も含めて保存管理を図るとともに、整備を進めるにあたって情報が足りない部分については、必要に応じて発掘調査を行う。

本史跡指定地内には、市道、市営住宅などといった公共インフラや施設が存在することから、史跡の管理者である美馬市と関係機関、土地所有者等との調整を密にし、本遺跡の保存を図る。

(2) 活用の基本方針

地元の児童や生徒を含む市民や来訪者が本史跡の特徴や歴史的価値を理解するとともに、親しみや魅力を感じることができるように様々な活用を積極的に行う。さらに本史跡の価値がより明瞭になるよう、史跡段の塚穴、中世寺院が集まる寺町地区や美馬市の広域の文化遺産とも連携した活用を進める。

一方で歴史学習や観光だけではなく、地域活性化のための活用も積極的に受入れ、人が集まり多彩な活動ができる場となることを目指す。

(3) 整備の基本方針

史跡の保存を目的とした整備のほか、各種調査の成果に基づき古代寺院の規模や姿、担ってきた役割を伝えるための整備を行うとともに、見学者、利用者の安全確保や利便性の向上を図る。本史跡を横断している市道は、代替道路が開通するまでは残置し、史跡と共存できる景観整備を検討する。代替道路開通後は、指定地内の市道の撤去を行う。

本史跡は、扇状地傾斜面に位置するため、整備により隣接の住宅地に水害等の被害が及ばないように十分に注意する。

また、史跡周辺においてガイダンス施設の設置を検討する。ガイダンス施設を拠点として、道の駅「みまの里」や寺町をはじめ、史跡段の塚穴や美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区など本史跡周辺に存在する様々な歴史的資源をつなぎ、魅力を高め合う整備を目指す。

(4) 運営体制の基本方針

史跡の保存管理・活用・整備を適切かつ効果的に行えるよう、運営体制を強化する。運営の中心は、美馬市教育委員会であるが、史跡に対する愛着や誇りを感じ、深めてもらうため、地域住民や様々な団体と連携する。活発で円滑な運営を行うために関係団体が情報共有し、参加できる仕組みづくりを行う。